

兵庫県公報

平成26年11月28日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

- 行政組織規則及び狂犬病予防に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（生活衛生課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●行政組織規則及び狂犬病予防に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第38号）
動物愛護センター設置条例の一部改正により、豊岡健康福祉事務所において実施している、豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡における犬の引取り、狂犬病の予防等に関する事務を新たに設置する動物愛護センター但馬支所において実施することに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

行政組織規則及び狂犬病予防に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年11月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第38号

行政組織規則及び狂犬病予防に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

(行政組織規則の一部改正)

第1条 行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第85条第2項を削る。

第85条の2第1項中「前条第1項第2号」を「前条第2号」に改める。

第136条の5の表所管区域の欄を次のように改める。

所管区域	
動物愛護思想の高揚等に関する事務	県内全域
動物の適正な飼養及び保管並びに動物の収容等に関する事務並びに狂犬病の予防に関する事務（狂犬病発生報告の受理を除く。）	県内全域（神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市を除く。）

第136条の9第2項の表龍野支所の項の次に次のように加える。

但馬支所	養父市	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡
------	-----	-----------------

(狂犬病予防に関する手続等を定める規則の一部改正)

第2条 狂犬病予防に関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第82号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第13条中「県民局長又は」を削る。

第14条第1項中「県民局長又は」及び「県民局又は」を削る。

第18条中「犬等の所在地を管轄する県民局長又は」を削る。

様式第7号中 「兵庫県 県民局長
兵庫県動物愛護センター所長 様」を「兵庫県動物愛護センター所長 様」に改める。

附 則

この規則は、平成26年12月 1 日から施行する。